

20川監公第7号

平成20年4月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿	川	隆
同	奥	宮	京子
同	岩	崎	善幸
同	宮	原	春夫

監査の種別 定期監査

監査の対象 総務局

環境局（緑政部を除く。）

健康福祉局（総務部・障害保健福祉部・衛生研究所・リハビリテーション医療センター・看護短期大学）

まちづくり局

交通局

教育委員会事務局（総務部・学校教育部・高等学校・聾学校・養護学校・幼稚園）

監査事務局

人事委員会事務局

監査の範囲 平成19年度執行の財務事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の期間 平成19年12月3日から

平成20年3月24日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

1 医薬品の管理を適正に行うべきもの

リハビリテーション医療センターでは、診療用に向精神薬を含む医薬品を保有している。

向精神薬は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の22の規定により、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、事故の状況を明らかにするために、速やかにその向精神薬の品名、数

量など必要な事項を届け出なければならないとされている。

医薬品の出納については、収入役との協議により特別に認められた出納簿の管理運用方法に基づき物品の受入、交付請求及び払出の状況を日々集計し管理することとなっていたが、受入れ後直ちに全量払出しの処理を行っており在庫は常に無いこととなっていた。

医薬品については、常にその保管数量が確認できるよう管理を適正に行われたい。

(健康福祉局リハビリテーション医療センター)

2 毒劇物等の管理を適正に行うべきもの

高等学校及び聾学校では、理科の実験等で使用するために毒物及び劇物を保有している。

毒物及び劇物は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第12条第1項の規定により、毒物又は劇物の容器及び被包に、それぞれ「毒物」、「劇物」等の表示をしなければならないとされている。また、文部科学省による「学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目」では、専用保管庫の設置、保管庫の施錠、保管庫及び容器への表示、管理記録の整備、地震等の災害に対する対策、管理体制の充実及び廃棄処理について定められている。

各学校が保有する毒物及び劇物の管理状況についてみたところ、次のような事例が散見されたので適正に管理されたい。

(1) 保管庫及び容器に毒物・劇物等の表示をしていない事例

(2) 管理簿等の作成がなく毒劇物が適正に使用されたかどうかの確認が行われていない事例

(3) 管理体制の充実の項目のうち取扱要領等学校内規程の整備が行われていない事例

なお、ラベルの記載内容が判読できない薬品及び1年間に全く使用されていない薬品が散見されたので、必要な量を計画的に購入するとともに、ラベルの張替えや今後の使用可能性を考慮した上で、不要な薬品については適正な方法により廃棄処分されたい。

(教育委員会事務局 川崎高等学校、商業高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校、聾学校)